



茨城県報

第 2 1 6 5 号

平成22年 3 月23日

火 曜 日

目 次

規 則

(教 育 委 員 会)

ページ

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

告 示

受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課) 4

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (障害福祉課) 4

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (障害福祉課) 5

障害者自立支援法に基づく指定施設支援の指定の辞退 (障害福祉課) 5

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の指定 (障害福祉課) 6

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課) 6

大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 6

大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 7

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課) 8

保安林の指定の解除の予定 (林業課) 12

道路の区域の変更 (道路維持課) 12

道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課) 13

土砂災害警戒区域等の指定 (3 件) (河川課) 14

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 18

事業計画の変更の認可 (8 件) (下水道課) 18

土地改良区役員の退任 (農林事務所) 22

土地改良事業の認可 (農林事務所) 22

土地改良事業に対する同意 (2 件) (農林事務所) 23

(選挙管理委員会)

政治団体の設立届出..... 23

政治団体の届出事項の異動届出..... 24

政治団体の解散届出..... 26

資金管理団体の指定届出..... 26

資金管理団体の解散届出..... 26

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 27

所在不明の貸金業者の公告 (産業政策課) 27

争議行為の予告通知の公表（労働政策課）28
 茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更（農業改革推進室）28
 地籍調査の成果認証（農村環境課）29
 基本測量の終了（用地課）29
 都市計画の図書の縦覧（都市計画課）29
 建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定（建築指導課）30
 開発行為の工事完了（建築指導課）30

 訓 令
 （教育委員会）
 茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令.....30

 規 程
 （企業局）
 茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程.....31
 茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程.....31
 茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程.....31
 茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程.....32

規 則

(教育委員会)

茨城県教育委員会規則第2号

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3 月23日

茨城県教育委員会委員長 関 正 樹

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年茨城県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 看護学科（2年課程）（第5条第1項）

| 教育内容 | | 授業科目 | 単位数 |
|------|-------------|-----------|-----|
| 基礎分野 | 科学的思考の基礎 | 論理的思考 | 1 |
| | | 情報科学 | 1 |
| | | 看護と科学 | 1 |
| | 人間と生活・社会の理解 | 社会学 | 1 |
| | | 看護に生かす教育学 | 1 |
| | | 心理学 | 1 |
| | | 英語 | 1 |
| | 小計 | | |

| | | | |
|--------|---------------|----------|---|
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 解剖生理学 | 1 |
| | | 解剖生理学 | 1 |
| | | 生化学 | 1 |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 病理学 | 1 |
| | | 病理学 | 1 |
| | | 病理学 | 1 |
| | | 病理学 | 1 |
| | | 微生物学 | 1 |
| | | 看護栄養学 | 1 |
| | | 薬理学 | 1 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 社会福祉 | 1 |
| | | 保健医療論 | 1 |
| | | 関係法規 | 1 |
| | | 公衆衛生学 | 1 |
| 小計 | | 14 | |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 看護学概論 | 1 |
| | | 基礎看護学方法論 | 1 |
| | | 基礎看護学方法論 | 1 |
| | | 基礎看護学方法論 | 1 |
| | | 基礎看護学方法論 | 1 |
| | | 基礎看護学方法論 | 1 |
| | | 基礎看護学方法論 | 1 |
| | 臨地実習 | 基礎看護学実習 | 2 |
| 小計 | | 9 | |
| 専門分野 | 成人看護学 | 成人看護学概論 | 1 |
| | | 成人看護学方法論 | 1 |
| | | 成人看護学方法論 | 1 |
| | 老年看護学 | 老年看護学概論 | 1 |
| | | 老年看護学方法論 | 1 |
| | | 老年看護学方法論 | 1 |
| | 小児看護学 | 小児看護学概論 | 1 |
| | | 小児看護学方法論 | 1 |
| | | 小児看護学方法論 | 1 |
| | 母性看護学 | 母性看護学概論 | 1 |
| | | 母性看護学方法論 | 1 |
| | | 母性看護学方法論 | 1 |
| | 精神看護学 | 精神看護学概論 | 1 |
| | | 精神看護学方法論 | 1 |
| | | 精神看護学方法論 | 1 |

| | | | |
|------|----------|------------|----|
| | 臨地実習 | 成人看護学実習 | 2 |
| | | 老年看護学実習 | 2 |
| | | 小児看護学実習 | 1 |
| | | 小児看護学実習 | 1 |
| | | 母性看護学実習 | 2 |
| | | 精神看護学実習 | 2 |
| | | 小計 | 25 |
| 統合分野 | 在宅看護論 | 在宅看護論概論 | 1 |
| | | 在宅看護論方法論 | 1 |
| | | 在宅看護論方法論 | 1 |
| | 看護の統合と実践 | 看護研究 | 1 |
| | | 災害看護 | 1 |
| | | 看護管理 | 1 |
| | | 統合技術 | 1 |
| | 臨地実習 | 在宅看護論実習 | 1 |
| | | 在宅看護論実習 | 1 |
| | | 看護の統合と実践実習 | 2 |
| | 小計 | 11 | |
| | 合計 | 66 | |

別表第 4 茨城県立中央看護専門学校の部中「2,100時間」を「2,190時間」に改める。

付 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第293号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第 1 項の規定により、次の者を平成22年 3 月11日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 稲垣 直愛

住 所 茨城県つくば市東平塚565番地 1

シンフォニー105号

茨城県告示第294号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの種 類 |
|------------|-------------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------|-----------------|
| 0811600253 | 障害者日中活動 支援センター | 笠間市鯉淵6342番 地の29 | 株式会社渡辺福 祉サポート | 笠間市鯉淵6342番 地の29 | 平成22年 4 月 1 日 | 就労継続支援 (B 型) |

茨城県告示第295号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの種 類 |
|------------|--------------------------|---------------------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|
| 0810400309 | ヘルパーステー ション ゆきわ り草 | 古河市東山田2944 - 661 | 株式会社 サン ワコウギョウ | 古河市東山田2944 - 661 | 平成22年 4 月 1 日 | 居宅介護 重度訪問介護 |

茨城県告示第296号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | 障害者支援施設 のサービ スの種類 |
|------------|-------|--------------------|----------------|--------------------|------------------|-------------------------|
| 0813800059 | 虹の里 | 稲敷郡美浦村受領 字八枚957 | 社会福祉法人 美しの森 | 稲敷郡美浦村受領 字八枚957 | 平成22年 4 月 1 日 | 生活介護 施設入所支援 |

茨城県告示第297号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所の番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | サービスの種類 | 辞 退 年月日 |
|------------|--------|------------------------|----------------|----------------------------------------|-----------------|
| 0810100453 | 若葉園 | 水戸市上国井町字 南原3285 - 8 | 社会福祉法人 栄寿 会 | 指定知的障害者 入所授産施設 指定知的障害者 通所授産施設 | 平成22年 3 月31日 |

茨城県告示第298号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定をしたので告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 管理薬剤師の氏名 | 指 定年月日 |
|-----------------|-------------------|-----------|----------|---------------|
| ウエルシア薬局 守谷ひがし野店 | 守谷市ひがし野 2 - 2 - 5 | 薬局（調剤） | 館 雅 | 平成20年 5月8日 |
| つかもと調剤薬局 牛久店 | 牛久市下根町字新田773 - 6 | 薬局（調剤） | 杉 田 健 | 平成22年 3月1日 |
| つかもと調剤薬局 下館店 | 筑西市岡芹998 - 5 | 薬局（調剤） | 石 崎 修 一 | 平成22年 3月1日 |
| つかもと調剤薬局 協和店 | 筑西市小栗5624 - 7 | 薬局（調剤） | 細 貝 洋 | 平成22年 3月1日 |
| つかもと調剤薬局 | 筑西市松原1564 - 6 | 薬局（調剤） | 明田川 悟 | 平成22年 3月1日 |

茨城県告示第299号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名称 | 所在地 | 種別 | 主として担当する医師、薬剤師の氏名 | 指 定年月日 |
|----------------|---------------------|--------|-------------------|---------------|
| 医療法人幸樹会鬼沢医院 | 銚田市銚田2116 | 病院・診療所 | 鬼 澤 沙 織 | 平成22年 3月1日 |
| 酒寄医院 | つくば市国松855 - 2 | 病院・診療所 | 酒 寄 修 | 平成22年 3月1日 |
| 寺島薬局磯原店 | 北茨城市磯原町磯原 3 - 20 | 薬局（調剤） | 川 崎 利 彦 | 平成22年 3月1日 |
| ウエルシア薬局水戸けやき台店 | 水戸市けやき台 1 - 140 - 1 | 薬局（調剤） | 榊 原 維 英 | 平成22年 3月1日 |

茨城県告示第300号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社日立ライフ

代表取締役 佐藤 修 二

(2) 住所

日立市幸町一丁目20番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークベニマルひたちなか金上店

ひたちなか市大成町11番地 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号 | 大 高 善 興 |

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年11月19日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,032m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 130台

イ 駐輪場の収容台数 60台

ウ 荷さばき施設の面積 91m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量 24m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 45 分 ~ 午後 11 時 15 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成22年 3 月 10 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

千代田片岡不動産有限会社

代表取締役 片 岡 信 彦

(2) 住所

土浦市富士崎一丁目 1 番 6 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

千代田ショッピングプラザ

かすみがうら市大字下稲吉字八反田2653番地

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 393台

(変更後) 208台

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5 箇所

(変更後) 4 箇所

(3) 変更する年月日

平成22年11月 5 日

(4) 変更する理由

A - 2 駐車場収容台数185台を経営上の都合により売却するため

3 届出年月日

平成22年 3 月 4 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第302号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル水戸浜田店

水戸市浜田一丁目69番 3 号 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成21年11月12日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号 | 大 高 善 興 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 6 月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,011m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 124台
- (イ) 駐輪場の収容台数 66台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 91m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 24m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時
 - (閉店時刻) 午後11時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前 8 時45分 ~ 午後11時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 - 4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成21年10月28日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要 | 理 由 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水戸市 | 入口 1 及び出口 2 を統合し、入口 1 の位置に出入口として設置されたい。 (出口 2 は開放しない) なお、(仮称) 浜田小学校前交差点の、市道浜田153号線側の滞留長によっては、入口 1 位置での右折進入が困難となるおそれもあるため、交差点の滞留を十分に検証されたい。 | 出口 2 は、(仮称) 浜田小学校前交差点に接近しているため、可能な限り交差点から遠ざけることが求められる。 また、出口 2 が、右折での進入、退店に使用されるおそれがあるため。 |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>出入口 3 を一般車両出入り禁止とし、搬入車両のみの出入口とされたい。</p> | <p>出入口 3 は、搬出入車と輻輳するため。また、出入口 3 からの経路となる（仮称）浜田小学校南交差点は、北側の（仮称）浜田小学校前交差点からの距離が短いことから、当該交差点を右折する経路の設定は不適切と思われるため。</p> <p>さらに、出入口 3 に面した市道浜田 7 号線は通学路となっており、登下校時の児童生徒の安全を確保するため。</p> |
| <p>敷地東側の浜田63号線について、出入口 4 から市道浜田153号線までの区間について、敷地側に後退し、すれ違いのために十分な幅員を確保されたい。</p> | <p>出入口 4 は、生活道路である市道浜田 63号線に設けられることから、すれ違いのために十分な幅員を確保し、来退店車両と歩行者の安全確保を図る必要があると考えられるため。</p> |
| <p>駐車場設置に伴う道路の改造等については許可を得ること。</p> | <p>道路法第24条に基づく許可が必要であるため。</p> |
| <p>駐車場に出入りする車両について、歩行者の安全性を確保されたい。</p> <p>出入口から出る車両の運転者と歩行者とが互いに視認しやすいように、遮音壁・目隠し壁の仕様や、ミラー及び飛び出し注意看板の設置などの配慮をされたい。</p> | <p>敷地から車道に出る際に遮音壁や目隠し壁が左右にあるため、歩行者に気づきにくく事故が起きやすいと思われる。このため、遮音壁等を運転者・歩行者が互いに視認しやすい仕様としたり、ミラーを設置したり、構内に飛び出し注意の看板を設置したりするなどの事故防止策を講じる必要がある。</p> |
| <p>出入口の変更に伴い経路を変更する場合には、交差点方向別交通量等を精査し、計画地周辺への影響を再確認されたい。</p> | <p>経路設定が変更となった場合には、計画地周辺への影響を再確認する必要があるため。</p> |
| <p>県道中石崎水戸線に入口 1，出口 2 へ誘導する案内板を設置されたい。</p> <p>また、その他の場所についても、周辺道路の車両の誘導について考慮されたい。</p> | <p>出入口 3 から県道中石崎水戸線に流入する十字路口交差点は変則となっており、同交差点の流出入車両の安全確保と渋滞を防ぐため。</p> |
| <p>児童及び生徒の下校時間帯（15：00～18：00）に日常的に交通整理員を配置し、通行時の安全に配慮されたい。</p> | <p>児童及び生徒の下校時間は夕方の買い物客により交通量が増える時間と重なり、事故発生の危険性が高い。このため、当該時間帯に自動車等が児童生徒と接触事故を起こさないように対策を講じる必要がある。</p> |
| <p>騒音により周辺の生活環境が損なわれないうよう適切な措置を講ずるよう配慮されたい。</p> | <p>敷地境界における予測結果において夜間の規制基準値を超える箇所があるため。</p> |

特に備前堀に面した部分については、備前堀と調和した店舗、植栽、広告物となるよう店舗計画において十分配慮されたい。

出店予定地については、景観計画の重点地区「備前堀周辺地区」に隣接しているため。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第303号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クリエイトエス・ディー古河下辺見店

古河市下辺見2228 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成21年12月14日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社セブン - イレブン・ジャパン

代表取締役 山 口 俊 郎

(変更後) 株式会社セブン - イレブン・ジャパン

代表取締役 井 阪 隆 一

(3) 届出年月日

平成21年11月20日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クリエイトエス・ディー古河下辺見店

古河市下辺見2228 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成21年12月14日

イ 変更した事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 4 箇所

(変更後) 3 箇所

(3) 届出年月日

平成21年11月20日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第305号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

日立市宮田町字隠作3583の 1 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

鉱業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び日立市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第306号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 真端水戸線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--------------------------------------------|---------|---------|------|---------|
| 水戸市谷津町字高取1189番 4 から 水戸市谷津町字登立1208番 2 まで | (A) | メートル | メートル | 196 |
| | | 最大 18.0 | | |
| | 旧 (B) | 最小 4.6 | | 245 |
| | | 最大 41.0 | | |
| | 新 (B) | 最大 41.0 | 245 | 旧 道 移 管 |
| | | 最小 18.0 | | |

茨城県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 守谷市大字大柏字橋ノ台604番 2 地先から
守谷市大字大柏字天神原1093番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 3 月25日

茨城県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 461号
- 2 供用開始の区間 高萩市大字大能字西ノ内342番 2 地先から
高萩市大字大能字橋向598番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 3 月26日

茨城県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 行方市小高1374番 1 地先から
行方市小高1540番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年 3 月26日

茨城県告示第310号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、城里町役場総務課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示 |
|------|-------------|---------------------|-------------------|
| 城里町 | 安渡 | 土石流 | 次の図のとおり (図面省略) |
| | 宿 | 土石流 | |
| | 小畔 | 土石流 | |
| | 小畔東沢 | 土石流 | |
| | 竹の内沢 | 土石流 | |
| | 時沢 | 土石流 | |
| | 時沢 | 土石流 | |
| | 菖蒲沢 | 土石流 | |
| | 真端入 | 土石流 | |
| | 北の根 | 土石流 | |
| | 北の根東 | 土石流 | |
| | 岩下 | 土石流 | |
| | 仲郷西 | 土石流 | |
| | 藤倉沢 | 土石流 | |
| | 無名沢3 | 土石流 | |
| | 下宿 | 土石流 | |
| | 東沢 | 土石流 | |
| | 本郷 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 中央 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 山崎2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 山崎3 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 橋本 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 仲郷 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 下宿 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 宿2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 塙 | 急傾斜地の崩壊 | |

2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------|---------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 城里町 | 安渡 | 土石流 | 次の図のとおり (図面省略) |
| | 宿 | 土石流 | |
| | 小畔 | 土石流 | |
| | 小畔東沢 | 土石流 | |
| | 竹の内沢 | 土石流 | |
| | 時沢 | 土石流 | |
| | 時沢 | 土石流 | |
| | 菖蒲沢 | 土石流 | |
| | 真端入 | 土石流 | |
| | 北の根 | 土石流 | |
| | 北の根東 | 土石流 | |
| | 岩下 | 土石流 | |
| | 仲郷西 | 土石流 | |
| | 藤倉沢 | 土石流 | |
| | 無名沢 3 | 土石流 | |
| | 下宿 | 土石流 | |
| | 東沢 | 土石流 | |
| | 本郷 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 中央 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 山崎 2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 山崎 3 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 橋本 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 仲郷 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 下宿 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 宿 2 | 急傾斜地の崩壊 | | |
| 塙 | 急傾斜地の崩壊 | | |

茨城県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、常陸大宮市役所市民課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 市町村名 | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示 |
|-------|-------------|---------------------|-------------------|
| 常陸大宮市 | 後坪沢 2 | 土石流 | 次の図のとおり (図面省略) |
| | 後坪沢 1 | 土石流 | |
| | 北向沢 | 土石流 | |

| | |
|--------|---------|
| 大角谷 | 急傾斜地の崩壊 |
| 牛久保 | 急傾斜地の崩壊 |
| 所貫 | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺下 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大賀保育所 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鷹巣宮下 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北三丁目 | 急傾斜地の崩壊 |
| 外城 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮下 | 急傾斜地の崩壊 |
| 高倉 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西条 - 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ノ内 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上子貝野 | 急傾斜地の崩壊 |
| 姥賀 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大宮尻 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇留野 | 急傾斜地の崩壊 |

2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|---------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 常陸大宮市 | 後坪沢 2 | 土石流 | 次の図のとおり (図面省略) |
| | 後坪沢 1 | 土石流 | |
| | 北向沢 | 土石流 | |
| | 大角谷 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 牛久保 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 所貫 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 寺下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 大賀保育所 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 鷹巣宮下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 北三丁目 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 外城 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 宮下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 高倉 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 西条 - 2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 上ノ内 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 上子貝野 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 姥賀 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 大宮尻 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 宇留野 | 急傾斜地の崩壊 | | |

茨城県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、銚田市役所建設課及び茨城県銚田工事事務所において縦覧に供する。

平成22年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 市町村名 | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示 |
|------|-------------|---------------------|-------------------|
| 銚田市 | 田崎 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり (図面省略) |
| | 後山 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 玉沢道添 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 上釜 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 宮下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 峯 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 梶山 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 阿玉 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 札 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 阿弥陀久保 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根道 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 館の久保 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 中居 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 小柳 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 阿玉 - 2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 梶山 - 2 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 大峯山 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 根畑 | 急傾斜地の崩壊 | | |

2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------|---------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 銚田市 | 後山 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり (図面省略) |
| | 玉沢道添 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 上釜 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 宮下 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 峯 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 梶山 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 阿玉 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 札 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 阿弥陀久保 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 根道 | 急傾斜地の崩壊 | |

| | |
|--------|---------|
| 館の久保 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中居 | 急傾斜地の崩壊 |
| 小柳 | 急傾斜地の崩壊 |
| 阿玉 - 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 梶山 - 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大峯山 | 急傾斜地の崩壊 |
| 根畑 | 急傾斜地の崩壊 |

茨城県告示第313号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、ひたちなか市高野小貫山土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成22年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 ひたちなか市高野小貫山土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

事 業 施 行 期 間 自 平成5年3月29日
至 平成22年3月31日

施 行 地 区 ひたちなか市高野字小貫山の全部、字白畑、字後々内、字板宮、字常葉、字柏野の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成5年3月29日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成5年3月29日
至 平成25年3月31日

3 変更認可の年月日 平成22年 3月23日

茨城県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 鹿嶋市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業

鹿嶋市公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年3月15日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和51年茨城県告示第8号、昭和56年茨城県告示第27号、昭和58年茨城県告示第25号、昭和63年茨城県告示第16号及び平成5年茨城県告示第34号及び平成8年茨城県告示第111号の事業地に鹿嶋市大字宮津台の一部の区域を加えた区域とし、当該事業地のうち鹿嶋市大字下塙字栄町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和51年茨城県告示第8号、昭和56年茨城県告示第27号、昭和58年茨城県告示第25号、昭和63年茨城県告示第16号、平成5年茨城県告示第34号、平成8年茨城県告示第111号、平成12年茨城県告示第688号及び平成17年茨城県告示第1324号の事業地に鹿嶋市大字国末字北坪、字南坪、字東丁田、字原山、字小沢北、字小沢及び字唐崎並びに大字粟生字八日田、字舞臺、字平スカ、字平すか、字フタイ及び字臺下岨並びに大字泉川字北本山、字北淵木、字東権現、字堀川、字西ヶ淵、字早淵木及び字佃並びに大字長栖字蒲地、字シンシエ、字天神前、字道祖神前、字城之内、字佃、字天神脇、字天神後及び字農連堀合並びに大字谷原字東下、字次郎四、字西ノ下、字中谷原及び字谷原東下並びに大字木滝字平塚、字京田、字石橋、字貝子田、字松田及び字横田並びに大字根三田字西野田、字西谷田及び字浜田並びに大字佐田字池下、字経田、字石橋岨及び字中墓地の全部の区域並びに大字国末字北根、字溜田、字西田及び字池ノ下並びに大字光字光並びに大字粟生字池の下、字塚の前及び字大谷津並びに大字泉川字前中、字東田中、字田中、字島野、字仲里、字西泉、字松子山、字礼の辻、字溜田及び字南泉並びに大字長栖字東堀合、字中堀合、字下堀合、字高畑及び字溜田並びに大字谷原字東谷原、字垣ノ内、字東大縄場、字屋敷、字屋敷堀合、字西谷原、字屋敷前、字浜田及び字西大縄場並びに大字木滝字稻荷台、字臺ノ下、字臺岨、字須道町及び字前ノ内並びに大字下塙字谷原、字川岸及び字豊町並びに大字根三田字大橋、字野田及び字吉久並びに大字神向寺字前山及び字五郎太山の各一部の区域を加えた区域とし、当該事業地のうち鹿嶋市大字平井字押合、字押堀、字鹿島道北及び字八幡西並びに大字鉢形字中山、字関内、字鑰不入及び字砂山並びに大字宮中字東山地内において事業地を変更する。

茨城県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 日立市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日立都市計画下水道事業
日立市公共下水道
- 3 事業期間 昭和44年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 筑西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業
明野町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 9 年12月22日から
平成25年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 筑西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業
協和町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 9 年12月22日から
平成25年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

平成 9 年茨城県告示第1324号及び平成17年茨城県告示第676号の事業地に、筑西市門井字裏原の全部並びに門井字富士山、字谷島、字本田、字下宿、字中宿、字井戸神及び梅ヶ坪並びに新治字谷島並びに細田字北原の各一部の区域を加える。

茨城県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 常総市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水海道都市計画下水道事業
水海道市特定公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年10月 4 日から
平成26年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 常総市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水海道都市計画下水道事業
水海道中央公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 7 年 3 月 8 日から
平成26年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 常総市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水海道都市計画下水道事業
水海道市公共下水道

3 事業施行期間 平成 3 年 5 月14日から
平成26年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし



茨城県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 結城郡八千代町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
八千代都市計画下水道事業
八千代町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 7 年12月26日から
平成27年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
なし
- (2) 使用の部分
変更なし



茨城県告示第322号

土浦市藤沢975番地に事務所を置く天の川上流土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年 3 月23日

茨城県南農林事務所長 中 川 清 彦

退 任

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 前 野 行 雄 | 土浦市本郷1769番地 1 |



茨城県告示第323号

渡里台地土地改良区から平成22年 1 月 5 日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）渡里台地地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、同年 3 月 9 日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として土

地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年 3 月23日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

茨城県告示第324号

笠間市から平成21年12月16日付けで協議のあった農業生産基盤整備事業（ため池整備）免久保地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、平成22年 3 月 9 日付けで同意した。

平成22年 3 月23日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

茨城県告示第325号

小美玉市から平成21年12月21日付けで協議のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型）寺崎地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、平成22年 3 月 9 日付けで同意した。

平成22年 3 月23日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況（平成22年 2 月 1 日から28日まで）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体 | 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日 |
|-----------|--------|----------|-----------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------|-------|-----------|
| 須田光一後援会 | 須田 英司 | 須田よしえ | 神栖市平泉東1-64-4 | | | | | H22. 2. 1 |
| かたにわ正雄後援会 | 中島 幹夫 | 秋田 次男 | つくばみらい市川崎1328-1 | | | | | H22. 2. 3 |
| 神山会 | 須田 光一 | 須田よしえ | 神栖市平泉東1-64-4 | | | | | H22. 2. 4 |
| 三村孝信後援会 | 飛田 建二 | 三村 進 | 東茨城郡城里町石塚532-1 | | | | | H22. 2. 5 |
| 小池みよ子後援会 | 青野 廣 | 針尾 孝子 | 鹿嶋市鉢形1493番地2 | | | | | H22. 2. 8 |
| 緑川英俊後援会 | 諏訪 和夫 | 白井 則夫 | 下妻市下妻乙281-3 | | | | | H22. 2. 9 |

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政治資金規正法第19条第1項第1号に該当する議員政治団体 | 政治資金規正法第19条第1項第2号に該当する議員政治団体 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日 |
|-------------------|--------|----------|-------------------|------------------------------|------------------------------|-----------|-------|-----------|
| 下妻再生会 | 原部 司 | 原部 正志 | 下妻市加養834 - 3 | | | | | H22. 2.16 |
| はらべ司後援会 | 原部 司 | 原部 正志 | 下妻市加養834番地3 | | | | | H22. 2.16 |
| 下妻の未来を創る会 | 稲葉 興児 | 堀口日出子 | 下妻市本宗道71 - 4 | | | | | H22. 2.17 |
| 田沢祐男後援会 | 佐藤 強 | 田沢 幸雄 | 常陸大宮市小田野1494 | | | | | H22. 2.22 |
| 「つくばみらい市」の未来を考える会 | 板垣 政丈 | 古賀 康夫 | つくばみらい市長渡呂1 - 107 | | | | | H22. 2.24 |

茨城県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 3 月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況（平成22年 2 月 1 日から28日まで）

| | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政治資金規正法第19条第1項第1号に該当する議員政治団体 | 政治資金規正法第19条第1項第2号に該当する議員政治団体 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日 |
|---|----------------|--------|----------|------------|------------------------------|------------------------------|-----------|-------|-----------|
| 新 | 大久保まもる後援会 | | 大久保政行 | | | | | | H22. 2. 8 |
| 旧 | | | 大久保誠吾 | | | | | | |
| 新 | 自由民主党茨城県柔道接骨師会 | 丹尾 辰彦 | | | | | | | H22. 2. 9 |
| 旧 | 支部 | 鈴木 良一 | | | | | | | |
| 新 | 千葉しげる後援会 | 藤井 孝幸 | | | | | | | H22. 2.12 |
| 旧 | | 飛田 耕作 | | | | | | | |

| | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政治資金規正法第19条第7項第1号に該当する議員政治団体 | 政治資金規正法第19条第7項第2号に該当する議員政治団体 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日 |
|---|-----------------|--------------|----------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------|-------|-----------|
| 新 | 国際勝共連合茨城県本部 | 椎名 清 | | 水戸市松が丘 1 - 1 - 43 コーポ大関A - 2 | | | | | H22. 2.15 |
| 旧 | | 市村 喜治 | | 水戸市元吉田町 1302 レジデンス住谷A 101 | | | | | |
| 新 | 茨城県獣医師政治連盟 | 古橋 治己 | 比氣 正雄 | | | | | | H22. 2.16 |
| 旧 | | 遠山 吾市 | 平岡 洋典 | | | | | | |
| 新 | 高梨恭子後援会 | | 高梨 郁恵 | | | | | | H22. 2.16 |
| 旧 | | | 石井 淑恵 | | | | | | |
| 新 | 自由民主党茨城県型粋事業支部 | 小湊公一朗 | | | | | | | H22. 2.17 |
| 旧 | | 藤井 正一 | | | | | | | |
| 新 | 自由民主党茨城県日立中央支部 | | 内山 康一 | | | | | | H22. 2.17 |
| 旧 | | | 石川 鉄男 | | | | | | |
| 新 | 高橋のりひさ後援会 | | 高橋 宏幸 | | | | | | H22. 2.19 |
| 旧 | | | 高橋 茂 | | | | | | |
| 新 | “みらい”に繋ぐ街づくりの会 | | | | | | | | H22. 2.19 |
| 旧 | | 未来につなぐ町づくりの会 | | | | | | | |
| 新 | 小池みよ子後援会 | 榎本 几久 | | | | | | | H22. 2.23 |
| 旧 | | 青野 廣 | | | | | | | |
| 新 | 民主党茨城県総支部連合会 | | 佐藤 光雄 | | | | | | H22. 2.23 |
| 旧 | | | 長谷川修平 | | | | | | |
| 新 | つくばみらい市の未来を考える会 | | 古賀 康夫 | | | | | | H22. 2.24 |
| 旧 | | | 秋田 正信 | | | | | | |
| 新 | 税理士による岡田広後援会 | 海野 隆夫 | 鈴木 修 | 水戸市大工町 3 - 11 - 14 | | | | | H22. 2.24 |
| 旧 | | 小崎 忠 | 伊東浩太郎 | 水戸市大塚町 1677 - 9 | | | | | |
| 新 | 中島イチロー後援会 | | | 桜川市大国玉 370 - 1 | | | | | H22. 2.24 |
| 旧 | | | | 桜川市真壁町飯塚 505 | | | | | |

茨城県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年 3月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況（平成22年 2月 1日から28日まで）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------------|---------|----------|--------------------|-----------|
| みむら孝信後援会 | 河 亦 博 | 三 村 進 | 東茨城郡城里町石塚532 - 1 | H22. 2. 5 |
| 川口ひろし後援会 | 萩 原 洋 子 | 川 口 富美子 | 取手市新取手 2 - 2 - 4 | H22. 2. 8 |
| 取手の未来を考える会 | 川 口 浩 | 大 崎 健 彦 | 取手市新取手 2 - 2 - 4 | H22. 2. 8 |
| 民主党と共に医療を考える会 | 川 口 浩 | 石 井 雄 三 | 取手市新取手 2 - 2 - 4 | H22. 2. 8 |
| 自由民主党茨城県農済茨西支部 | 大 場 孝 志 | 酒 寄 勲 | 結城郡八千代町松本500 | H22. 2.22 |
| 森川勝行後援会 | 森 川 勝 行 | 前 嶋 好 光 | 那珂市菅谷1568 - 1 | H22. 2.22 |
| 森ひでき後援会 | 檜 山 寛 司 | 久 野 亮 | 水戸市浜田 2 - 2 - 17 | H22. 2.23 |
| 岡山和夫後援会 | 小 室 正 美 | 岡 山 勝 彦 | 常陸大宮市小田野2102 | H22. 2.24 |
| たかはた道英後援会 | 高 畑 軍 一 | 横 山 和 雄 | 那珂市鴻巣1392 | H22. 2.24 |
| つくばみらい市の未来を考える会 | 板 垣 政 丈 | 古 賀 康 夫 | つくばみらい市長渡呂 1 - 107 | H22. 2.24 |

茨城県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 3月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体指定の状況（平成22年 2月 1日から28日まで）

| 届出者氏名 (代表者氏名) | 公職の種類 | 資金管理団体の 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------------|----------------------|----------------|-------------------|-----------|
| 須 田 光 一 | 茨城県議会議員（候補者となろうとする者） | 神山会 | 神栖市平泉東 1 - 64 - 4 | H22. 2. 4 |

茨城県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の解散の届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 3月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体解散の状況（平成22年 2月 1日から28日まで）

| 届出者氏名 (代表者氏名) | 公職の種類 | 資金管理団体の 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------------|---------|----------------|------------------|-----------|
| 川 口 浩 | 茨城県議会議員 | 民主党と共に医療を考える会 | 取手市新取手 2 - 2 - 4 | H22. 2. 8 |

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年5月11日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 潮来活性化委員会
- 3 代表者の氏名
関 口 明 広
- 4 主たる事務所の所在地
茨城県潮来市潮来99番地24
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や潮来市を訪れる観光客に対し、特定非営利活動として、行政等が委託する観光イベントに関する事業、郷土料理の創作及び普及に関する事業、そして遊覧船運航とその後継者育成に関する事業を、その他の事業として、飲料・食料品及び観光物産品の販売に関する事業を行い、停滞している地域観光の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~

### 所在不明の貸金業者の公告

下記の貸金業者について、その営業所の所在地及び貸金業者の所在を確知できないので、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても、当該貸金業者からその所在地及び所在の申出がないときは、貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成22年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商 号 まちかどクレジット
  - 2 氏 名 廣木 誠一
  - 3 住 所 茨城県水戸市双葉台2丁目33番地の3
  - 4 主たる営業所等の所在地 同上
  - 5 登 録 番 号 茨城県知事（北 - 1）第10297号
  - 6 登 録 年 月 日 平成19年7月25日
- ~~~~~

### 争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎みどり 執行委員長から、平成22年 3 月12日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 事 件

賃金引上げ等に関する事項

#### 2 日 時

平成22年 3 月24日（水）午前零時以降、要求書解決に至る間

#### 3 争議行為の施設

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 鹿島病院          | 鹿嶋市平井1129 - 2     |
| (2) 城南病院          | 水戸市城南 3 - 15 - 17 |
| (3) 城南病院付属クリニック   | 水戸市城南 3 - 15 - 8  |
| (4) 訪問看護ステーション虹   | 水戸市白梅 3 - 15 - 24 |
| (5) 水戸共立診療所       | 水戸市平須町1819        |
| (6) デイサービスセンターひらす | 水戸市平須町1819        |
| (7) ひらす居宅介護支援事業所  | 水戸市平須町1819        |
| (8) あおぞら診療所       | 取手市新町 6 - 6 - 19  |
| (9) 美浦中央病院        | 稲敷郡美浦村宮地596       |
| (10) ゴーエン美浦       | 稲敷郡美浦村宮地678       |

#### 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

#### 5 争議をおこなう組織

|              |               |
|--------------|---------------|
| 鹿島病院職員組合     | 執行委員長 笹沼 貴美子  |
| 茨城民主医療機関労働組合 | 執行委員長 上久保 さた子 |
| 美浦中央病院労働組合   | 執行委員長 武田 弘行   |

### 茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を平成22年 3 月12日付けで変更したので、次のとおり縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 縦覧に供する書類

茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

#### 2 縦覧場所

茨城県農林水産部農政企画課農業改革推進室、茨城県県北農林事務所企画調整部門企画調整課、茨城県県央農林事務所企画調整部門企画調整課、茨城県鹿行農林事務所企画調整部門企画調整課、茨城県県南農林事務所企画調整部門企画調整課、茨城県県西農林事務所企画調整部門企画調整課

## 地籍調査の成果認証

土浦市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                              |
|----------------------------|----------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 土浦市                                          |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                     |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 土浦市小松三丁目の一部<br>平成20年10月1日から<br>平成20年10月31日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成22年 3 月11日                                 |

## 基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 3 作業終了日 平成22年 2 月26日
- 4 作業地域 日立市，潮来市

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）
- 3 作業終了日 平成22年 2 月27日
- 4 作業地域 古河市，猿島郡境町

## 都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画道路の変更に伴い、那珂市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
道路 ( 3 ・ 5 ・ 101号 杉本武具取線)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

建築基準法第86条の 2 第 1 項の規定による一団地の認定
 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第86条の 2 第 6 項の規定により次のとおり公告する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

| 認定番号 | 認定年月日 | 申請者氏名 | 認定区域 |
|--------------|-----------------|----------------------------------|-----------------|
| 建指指令 第60号 | 平成22年 3 月15日 | 独立行政法人 国立病院機構 水戸医療センター院長 園部 眞 | 東茨城郡茨城町桜の郷280番地 |

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法 ( 昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成22年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市下大賀字柳沢1296番 1
- 2 事業主の住所及び氏名  
ひたちなか市大字市毛847番地56 県営もみじが丘アパート 2 - 3 - 2  
寺 門 勝

~~~~~

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第 2 号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月23日

茨城県教育委員会委員長 関 正 樹

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程 (昭和42年茨城県教育委員会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。
別表第 1 北茨城地区磯原住宅の項中「県立磯原高等学校長」を「県立磯原郷英高等学校長」に改める。

付 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

規 程

(企 業 局)

茨城県企業管理規程第 2 号

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月23日

茨城県公営企業管理者
企業局長 渡 邊 一 夫

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設工事執行規程 (昭和49年茨城県企業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号第34条第 9 項, 第45条第 2 項及び第 3 項, 第49条第 3 項並びに第51条第 1 項及び第 2 項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規程は, 平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の茨城県企業局建設工事執行規程の規定は, この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に新たに締結する契約について適用し, 施行日前に締結された契約については, なお従前の例による。

~~~~~

### 茨城県企業管理規程第 3 号

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月23日

茨城県公営企業管理者  
企業局長 渡 邊 一 夫

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程 (平成 8 年茨城県企業管理規程第15号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号第33条第 6 項, 第40条第 2 項及び第 3 項, 第45条第 1 項及び第 2 項並びに第47条第 1 項及び第 2 項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規程は, 平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の規定は, この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に新たに締結する契約について適用し, 施行日前に締結された契約については, なお従前の例による。

~~~~~

茨城県企業管理規程第 4 号

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月23日

茨城県公営企業管理者
企業局長 渡 邊 一 夫

茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職務権限規程（昭和42年茨城県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第48項中「歳計現金等」を「現金」に、「指定」を「出納取扱」に改める。

別表第7に次の1項を加える。

- 8 水道法（昭和32年法律第177号）第12条第1項の規定による布設工事監督者の指名（所長の権限に係るものを除く。）

別表第9第32項中「固定資産の処分」を「固定資産（土地を除く）の売却及び処分」に改める。

別表第10第1項中「（昭和32年法律第177号）第20条の規定による水質の検査及びその記録並びに保存」を「に関する次のこと。」に改め、第1号に次のように加える。

ア 第12条第1項の規定による布設工事監督者の指名

イ 第20条の規定による水質の検査及びその記録並びに保存

別表第10第2項から第4項までの規定中「第20条の規定による水質の検査及びその記録並びに保存」を「に関する次のこと。」に改め、第1号に次のように加える。

ア 第12条第1項の規定による布設工事監督者の指名

イ 第20条の規定による水質の検査及びその記録並びに保存

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

茨城県企業管理規程第5号

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月23日

茨城県公営企業管理者

企業局長 渡 邊 一 夫

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程

茨城県企業局会計規程（平成5年茨城県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第115条第1項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

第183条第1項中「（たな卸資産から振替えた固定資産を除く。）」を削り、「自動車及び船舶又は減価償却が完了していない場合に」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 帳簿価額が500万円を超えるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの

ア 減価償却が完了していないもの

イ 車両運搬具又は船舶

ウ 土地、受贈財産等減価償却を行わないもの

第183条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項第2号に係る決定については、総務課長に委任する。

第195条の見出し中「指定」を「出納取扱」に改め、同条中「四半期ごと」を「半期ごと」に改める。

別表第3号を次のとおり改める

別表第3号

1 薬品類

| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
|-----|-------|-----|------------|
| え | 液化塩素 | し | 次亜塩素酸ナトリウム |
| | 塩化第二鉄 | ほ | ポリ塩化アルミニウム |
| | 塩酸 | り | 硫酸 |
| か | 苛性ソーダ | | |

2 材料類

(1) 直管

| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
|-----|----------|-----|-------|
| こ | 鋼管 | タ | その他直管 |
| て | 鉄管 (鋳鉄管) | | |

(2) 異形管

| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
|-----|-----|-----|--------|
| か | 片落管 | て | T字管 |
| た | 短管 | ま | 曲管 |
| ち | 長管 | タ | その他異形管 |
| つ | 継輪 | | |

(3) 弁

| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
|-----|-----|-----|------|
| く | 空気弁 | タ | その他弁 |
| せ | 制水弁 | | |

(4) 筐

| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
|-----|------|-----|------|
| せ | 制水弁用 | タ | その他筐 |

(5) ふた

| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
|-----|-----|-----|-------|
| て | 鉄ふた | タ | その他ふた |

(6) ジョイント

| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
|-----|-------|-----|----------|
| め | メカニカル | タ | その他ジョイント |

(7) 雑品類

| | | | |
|-----|-------------|-----|--------|
| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
| あ | 亜鉛材 アルミ材 | 夕 | その他雑品類 |

3 消耗品

| | | | |
|-----|-----|-----|-------|
| 記 号 | 品 目 | 記 号 | 品 目 |
| け | 珪藻土 | ふ | 粉末活性炭 |

様式第11号を次のように改める。

様式第11号

領 収 書

| | | |
|--------|----|----|
| 第 号 | 年度 | 会計 |
| 納入者の氏名 | 殿 | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

ただし、

取扱者印

| 種 別 | 金 額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | 円 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

上記金額領収しました。

年 月 日

茨城県企業局企業出納員，分任出納員，現金取扱員
氏名印

(注) 首標金額を訂正したもの又は領収日付印のないものは無効です。

様式第31号(その1)備考を次のように改める

備考 約定条項については、契約の内容その他必要に応じ、適宜加除修正のうえ使用すること。

様式第31号(その2)第3条中「何分」の1に相当するを「」%の割合で計算したに改める。

様式第34号(その1)を次のように改める。

様式第34号 (その1)

役 務 等 検 査 調 書

| | | | | | | |
|-----------------|-------|---------------|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 管理者 | 次長 | 課長 | 補佐 | 課員 |
| 年度 | 会計 | 契約期間 | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日 本書のとおり検査しました |
| 件名 | | 納入 (履行) 場所 | | | 検査員職氏名印  | |
| 契約年月日 | 年 月 日 | 契約額 | 円 | | | |
| 契約相手方の 住所・氏名 | | 検査場所 | | | 立会人職氏名印  | |
| 検 査 | | 検 査 内 容 ・ 意 見 | | | 成 果 品 | |
| 検査日 | | 年 月 日 | | | 品目・数量等 | |
| 検査結果 | | 合格・不合格 | | | 受領年月日 年 月 日 | 物品出納員職氏名印  |

様式第34号 (その3) 及び第34号 (その4) 中「工務課長」を「課長」に改める。

付 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)